

公立大学法人名古屋市立大学公的研究費不正防止計画  
(令和3年度版)

## 1 目的

公立大学法人名古屋市立大学（以下、「本学」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）を踏まえ、「公立大学法人名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程」に定める競争的研究費等を適正に運営及び管理するために実施すべき事項を定めることを目的とする。

## 2 運営、管理体制について（公立大学法人名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程 第4条）

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、理事（研究・産学官イノベーション）をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、部局における競争的研究費等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、部局の長をもって充てる。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的に目が届き、実行的な管理監督を行うものとし、コンプライアンス推進責任者が選出した教員及び課長をもって充てる。

## 3 役割について

- (1) 最高管理責任者は、
  - ① 不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
  - ② 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
  - ③ 啓発活動を定期的に行い構成員の意識の向上と浸透を図る。

- (2) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、
  - ① 自らが掌理する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - ② 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
  - ③ 自己の管理監督又は指導する部局等において定期的に啓発活動を実施する。
  - ④ 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行う。
- (5) 監事は、
  - ① 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認して意見を述べる。
  - ② モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生原因が不正防止計画に反映されているか、また不正防止計画が適正に実施されているかを確認し、意見を述べる。

#### 4 実施すべき対策

項目		不正防止のための視点	対策
機関内の責任体系の明確化	責任及び権限について	研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。	<b>【令和3年度新規】</b> ① 教育研究審議会において、最高管理責任者の理事長より本計画の改正及び運用開始について周知する。 ⇒ガイドライン改正への対応 ② 監事の役割を明確にし、不正防止計画及び研究不正に関する内部統制において意見聴取の体制整備をおこなう。 ⇒ガイドライン改正への対応
			<b>【令和3年度継続する主な取組み】</b> ・ 関連規程等の整備 ・ 本学ウェブサイトにて、責任体系を公開
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	意識の向上	競争的研究費等公的研究費に対する規範意識が低い。	<b>【令和3年度新規】</b> ③ 誓約書の内容見直し ⇒研究費を使用する側のみで文面になっているため、運営・管理する側にも対応する内容に見直し、すべての構成員の意識向上を促進する。
			<b>【令和3年度継続する主な取組み】</b> ・ 関連規程等の整備 ・ 関連規程、指針、ハンドブックのウェブサイト掲載について周知。 ・ 全教職員を対象にコンプライアンスに対する意識を高めることを目的とした「コンプライアンス通信」において、研究費の不正等に関する事例を適宜掲載し発行する。 ・ 「公的研究費不正使用防止説明会」を開催し、新規採用教員や事務職員を対象として、不正の態様例、事例、本学の研究費の使用ルール等を説明。 ・ 競争的研究費等の運営管理に関わるすべての教職員等に対し、公的研究費の取扱いについての教育訓練をeラーニングにより実施。 ・ 新規採用教員に対して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき「誓約書」の提出を求める。

適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究費の使用ルール	研究費の使用ルールとその運用が乖離する。	<p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連規程等の整備</li> <li>・ 実態とルールに乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、必要に応じて規程等ルールを見直す。</li> <li>・ 内部監査において度々指摘されている事項について、効果的な再発防止策の実施。</li> <li>・ 不正使用防止のための「名古屋市立大学研究費ハンドブック」の内容を見直す。</li> <li>・ 公的研究費使用にあたっての誓約書の提出率を100%にする。</li> </ul>
研究費の適正な運営・管理活動	物品費 (納品・検収)	物品の調達について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和3年度新規】</p> <p>④ 英文校正の検査確認についてルールを定め、その方法を周知する。 ⇒内部監査で指摘された事項への対応</p> <p>⑤ 競争的研究費等により研究費の支援を受ける学生等に対してルールの周知をする。 ⇒博士後期課程学生支援事業への対応／ガイドライン改正への対応</p> <hr/> <p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程に定めた発注者以外の検収員による納品検査の徹底</li> <li>・ 随時、実地調査を行うなど、検収の状況について実態の把握に努め、必要に応じて、検収制度の改善等を実施。</li> </ul>
	寄付手続き	備品・図書の寄付手続きが、確実に実施されているかどうかをチェックできる体制がない。	<p>【令和3年度新規】</p> <p>⑥ 科研費等モニタリングにより調査し、不備があれば指導する。</p> <hr/> <p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科研費で購入した備品・図書の寄付手続きについての周知徹底。</li> </ul>
研究費の適正な運営・管理活動	旅費 (出張事実の確認)	出張の事実確認について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和3年度新規】</p> <p>⑦ 競争的研究費等により旅費等の支援を受ける学生等に対してルールの周知をする。 ⇒博士後期課程学生支援事業への対応／ガイドライン改正への対応</p> <hr/> <p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「公立大学法人名古屋市立大学旅費に関する規程」等に準じた手続きの周知徹底</li> </ul>

研究費の適正な運営・管理活動	謝金 (給与支払いにおける勤務実態の把握)	給与支払いに係る勤務管理について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和3年度新規】</p> <p>⑧ 競争的研究費等により謝金等の支援を受ける学生等に対してルールの周知をする。 ⇒博士後期課程学生支援事業への対応／ガイドライン改正への対応</p> <hr/> <p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務職員等の第三者による勤務実態の把握のため、出勤状況について、謝金を支払う研究代表者・研究分担者以外の者が確認した上で、記名、押印をする。</li> <li>給与支払いに係る勤務管理の方法を掲載した「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を公立大学法人名古屋市立大学ウェブサイトに掲載し周知する。</li> </ul>
	予算執行状況の把握	予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する。	<p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的に予算執行状況を把握するとともに、計画と大幅な乖離等がある場合は、是正の指導をすることにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。</li> <li>繰越制度の周知を行う。</li> <li>年度の途中で、科研費の執行状況をコンプライアンス推進責任者あて通知し、予算執行状況や研究計画の遂行状況を確認し必要な対応をとるよう依頼する。</li> </ul>
	換金性の高い物品の適切な管理	換金性の高い物品について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>競争的研究費で購入した一式10万円以下のパソコン及びタブレットについては、換金性の高い物品の対象物品とし、管理台帳への記帳及び物品番号票の貼付により管理を行う。</li> <li>モニタリング監査時に管理方法等について実査を実施する。</li> <li>10万円以上の備品については大学規程に基づき少額備品、50万円以上は固定資産として管理する。</li> </ul>
情報の伝達を確保する体制の確立	通報窓口の設置	学内外から通報（告発）を受ける窓口について。	<p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査室を、内部通報及び相談に関する窓口並びに研究上の不正行為申立て窓口として、本学ウェブサイトにて周知する</li> </ul>
	教職員への規範やルールの理解度の向上	競争的研究費等公的研究費の使用に関する理解度が希薄である。	<p>【令和3年度継続する主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規程等の整備</li> <li>新規採用教員や事務職員を対象とした「公的研究費不正使用防止説明会」を開催する。</li> <li>競争的研究費の運営管理に関わるすべての教職員等に対し、競争的研究費等の取扱いについての教育訓練をeラーニングにより実施する。</li> </ul>

	相談窓口の設置	研究費の使用、事務処理手続きに関する相談窓口について。	<b>【令和3年度継続する主な取組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口を設け、誤解などで不正使用とならないようにする。</li> <li>学術課を競争的研究費等の事務処理手続き等に関する窓口とし、研究費の適正な使用に関する助言・指導を行う</li> </ul>
モニタリングの在り方	定期的な監査の実施	監査結果の活用が不十分である。	<b>【令和3年度継続する主な取組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>理事長直轄の内部監査部署である監査室において、監査計画に基づき、リスク要因を考慮し対象課題を選択したうえで、定期的に内部監査を実施し、その結果を監査報告書にまとめ、理事長に報告するとともに、会議等でも報告する。</li> <li>内部監査の結果、問題点があった場合、監査報告書において指摘し、改善のための対策、提案等を講じるよう対象部局等に通知する。通知を受けた部局等は具体的な対応策を検討のうえ措置等を実施するとともに措置状況を監査室へ報告する。なお、監査結果及び措置状況については、学内にて公立大学法人名古屋市立大学ウェブサイトで公表する。</li> </ul>
	定期的なモニタリングの実施	内部監査以外のモニタリングが不十分である。	<b>【令和3年度継続する主な取組み】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究活動を支援する部署である事務局学術課において、競争的研究費等の執行に関するモニタリングを行う。</li> <li>コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者と協力して、競争的研究費等の執行に関するモニタリングを行う。</li> </ul>

## 5 これまでの取組み実績(参考)

平成 20 年 3 月 31 日制定平成 21 年 4 月 1 日改正、平成 25 年 4 月 1 日改正、平成 26 年 4 月 1 日改正、平成 27 年 4 月 1 日改正  
平成 28 年 4 月 1 日改正、平成 29 年 6 月 5 日改正、平成 30 年 6 月 4 日改正、令和元年 6 月 3 日改正、令和 2 年 6 月 15 日改正

### ◎次年度以降も継続する取組

項目		不正防止のための視点	対策
機関内の責任体系の明確化	責任及び権限について	研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。	<p>◎学内の責任体系を明確にするとともに、競争的研究費等を適正に運営及び管理するための事項を詳細に示した規程を整備し、本学ウェブサイトにおいて公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公的研究費の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程」において、責任体系を明確にした。(平成21年度)</li> <li>・本学ウェブサイトにて、責任体系を公開した。(平成21年度)</li> <li>・「公的研究費の適正な運営及び管理を行う責任者等の設置に関する規程」を廃止し、責任体系のみでなく、適正に運営及び管理するための事項を詳細に示した「公立大学法人名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程」を制定した。(平成25年度)</li> </ul>
適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	意識の向上	競争的研究費等公的研究費に対する規範意識が低い。	<p>◎規範意識を高めるため「名古屋市立大学における研究倫理に関する指針」、「公立大学法人名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程」等の規範や、「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を本学ウェブサイトに掲載し、周知する。</p> <p>◎全教職員を対象にコンプライアンスに対する意識を高めることを目的とした「コンプライアンス通信」を年間 10 回以上発行し、研究費の不正等に関する事例を適宜掲載する。</p> <p>◎「公的研究費不正使用防止説明会」を開催し、新規採用教員や事務職員を対象として、不正の態様例、事例、本学の研究費の使用ルール等を説明する。</p> <p>◎競争的研究費等の運営管理に関わるすべての教職員等に対し、公的研究費の取扱いについての教育訓練を e ラーニングにより実施する。</p> <p>◎新規採用教員に対して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき「誓約書」の提出を求める。</p> <p>◎これまで、別の機会に実施していた上記「説明会」開催と「誓約書」提出を同時に行うことにより遵守事項等の意識付けを図る。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究者、事務職員等の意識向上を図るため、「名古屋市立大学における研究倫理に関する指針」を制定した。（平成 20 年度）</li> <li>・研究費不正が教員や大学に深刻な影響を及ぼすことにも言及した「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を作成した。（平成 24 年度）</li> <li>・すべての教員に対して、研究費の原資は、税金や本学に託された民間研究費であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚する旨の、「確認書」の提出を求めた。（平成 25 年度）</li> <li>・「確認書」にかえて「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」改正にあわせ内容を修正した「誓約書」を策定し新規採用教員に対し提出を求めた。（平成 26 年度）</li> <li>・取引の多い業者から競争的研究費等に係る適正な取引についての「誓約書」の提出を求めた。（平成 26 年度）</li> <li>・競争的研究費等の運営管理に関わるすべての教職員等に対し、「誓約書」の提出を求めた。（平成 27 年度）</li> <li>・構成員に対して、より実効的な管理監督、改善指導を行うため、上記「説明会」の欠席者、e ラーニング未受講者、「誓約書」未提出者の把握時期及び回数について見直しを行う。（平成 30 年度）</li> <li>・e ラーニングについて、より適切な受講内容とするため、コース設定の見直しを行う。（令和元年度）</li> </ul>
<p>適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p>	<p>研究費の使用ルール</p>	<p>研究費の使用ルールとその運用が乖離する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員等を対象としたアンケート調査、ヒアリング又はモニタリング等を実施する。</li> <li>◎実態とルールに乖離がある場合は、適切な指導を行うとともに、必要に応じて規程等ルールの改訂を行う。</li> <li>・内部監査において度々指摘されている事項について、効果的な再発防止策を実施する。（令和元年度）</li> <li>・不正使用防止のための「名古屋市立大学研究費ハンドブック」の内容を見直しする。（令和 2 年度）</li> <li>◎公的研究費使用にあたっての誓約書の提出率を 100%にする（令和 2 年度）</li> </ul>



研究費の適正な運営・管理活動	物品費 (納品・検収)	物品の調達について、 ルールの理解・周知が 不十分であると不正 使用が発生しやすい。	<p>◎「公立大学法人名古屋市立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程」第9条に定めた発注者以外の検収員により、競争的研究費等の執行による発注の結果納品される物品等の検査を行う。</p> <p>◎検収員は、納品検査を行った上で、納品書（又はそれに代わるもの）に、署名又は押印し、必要に応じて確認日を表示する。</p> <p>◎随時、実地調査を行うなど、検収の状況について実態の把握に努め、必要に応じて、検収制度の改善等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の調達手続きを掲載した「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を本学ウェブサイトに掲載し周知する。</li> <li>・不正使用防止のための「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を作成した。（平成24年度）</li> </ul>
	寄付手続き	備品・図書の寄付手続きが、確実に実施されているかどうかをチェックできる体制がない。	<p>◎備品・図書の寄付手続きが、確実に実施されるよう、購入時等に事務職員による確認・指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学研究費補助金等で購入した図書について、寄付手続きが確実に実施されるよう、すべての図書を購入時に大学に寄付することとし、必要であれば従来からの制度に基づき教員に長期貸出を行うよう手続等を改正した。（平成25年度）</li> </ul>
研究費の適正な運営・管理活動	旅費 (出張事実の確認)	出張の事実確認について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費執行の方法については、「公立大学法人名古屋市立大学旅費に関する規程」等に準じて行い、国外・国内出張とも、日程や目的等を記入した出張報告書の提出を義務付けることで出張の検証を行う。</li> <li>・出張の事実確認として、下記の添付を求める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 航空券の半券等（紛失等で添付できない場合は理由書）</li> <li>② 学会発表等に参加する場合は、そのプログラム等</li> </ul> </li> <li>・旅費執行の方法を掲載した「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を本学ウェブサイトに掲載し周知する。</li> <li>・不正使用防止のための「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を作成した。（平成24年度）</li> </ul>

研究費の適正な運営・管理活動	謝金 (給与支払いにおける勤務実態の把握)	給与支払いに係る勤務管理について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務職員等の第三者による勤務実態の把握のため、出勤状況について、謝金を支払う研究代表者・研究分担者以外の者が確認した上で、記名、押印をする。</li> <li>・給与支払いに係る勤務管理の方法を掲載した「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を公立大学法人名古屋市立大学ウェブサイトに掲載し周知する。</li> <li>・不正使用防止のための「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を作成した。(平成24年度)</li> </ul>
	予算執行状況の把握	予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎定期的に予算執行状況を把握するとともに、計画と大幅な乖離等がある場合は、是正の指導をすることにより年間を通じたバランスある予算執行を実現する。</li> <li>◎繰越制度の周知を行う。</li> <li>◎年度の途中で、科研費の執行状況をコンプライアンス推進責任者あて通知し、予算執行状況や研究計画の遂行状況を確認し必要な対応をとるよう依頼する。</li> </ul>
	換金性の高い物品の適切な管理	換金性の高い物品について、ルールの理解・周知が不十分であると不正使用が発生しやすい。	◎パソコン及びタブレットを換金性の高い物品の対象物品とし、金額の多寡にかかわらず、管理台帳への記帳及び物品番号票の貼付により管理を行う。
情報の伝達を確保する体制の確立	通報窓口の設置	学内外から通報(告発)を受け取る窓口について。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎監査室を、内部通報及び相談に関する窓口並びに研究上の不正行為申立て窓口として、本学ウェブサイトにて周知する。</li> <li>・「公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程」にもとづき、内部通報および相談に関する窓口として、監査評価室(現監査室)を「内部通報相談窓口」と定めた。(平成20年度)</li> <li>・「名古屋市立大学における研究上の不正に関する取扱規程」にて、監査評価室(現監査室)を、不正行為申立て窓口と定めた。(平成19年度)</li> </ul>
	教職員への規範やルールの理解度の向上	競争的研究費等公的研究費の使用に関する理解度が希薄である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎「公的研究費不正使用防止説明会」を開催し、新規採用教員や事務職員を対象として、不正の態様例、事例、本学の研究費の使用ルール等を説明する。</li> <li>◎科研費に関する質疑応答集等を作成し、「科学研究費助成事業使用手引き」や「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」とともに、本学ウェブサイトにて周知することにより、研究費のより適正な執行を図る。</li> </ul>

			<p>◎国のガイドラインの変更等に合わせて「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を随時改訂する。</p> <p>◎競争的研究費の運営管理に関わるすべての教職員等に対し、競争的研究費等の取扱いについての教育訓練をeラーニングにより実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正の起こりうる要因や背景について、把握・分析し、対策を検討するとともに、不正要因や背景を明示した「名古屋市立大学研究費使用ハンドブック」を作成し、全教員に配付することで、さらなる注意喚起を行った。（平成24年度）</li> <li>一部の補助金の基金化などの科学研究費制度の改正を受けて、「科学研究費補助金使用手引き」を廃止し「科学研究費助成事業使用手引き」に改訂した。（平成25年度）</li> </ul>
	相談窓口の設置	研究費の使用、事務処理手続きに関する相談窓口について。	<p>◎相談窓口を設け、誤解などで不正使用とならないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局学術課を競争的研究費等の事務処理手続き等に関する窓口とし、研究費の適正な使用に関する助言・指導を行うこととした。（平成21年度）</li> </ul>
モニタリングの在り方	定期的な監査の実施	監査体制の整備が不十分である。	<p>◎理事長直轄の内部監査部署である監査室において、監査計画に基づき、リスク要因を考慮し対象課題を選択したうえで、定期的に内部監査を実施し、その結果を監査報告書にまとめ、理事長に報告するとともに、会議等でも報告する。</p> <p>◎内部監査の結果、問題点があった場合、監査報告書において指摘し、改善のための対策、提案等を講じるよう対象部局等に通知する。通知を受けた部局等は具体的な対応策を検討のうえ措置等を実施するとともに措置状況を監査室へ報告する。なお、監査結果及び措置状況については、学内にて公立大学法人名古屋市立大学ウェブサイトで公表する。</p>
	定期的なモニタリングの実施	内部監査以外のモニタリングが不十分である。	<p>◎研究活動を支援する部署である事務局学術課において、競争的研究費等の執行に関するモニタリングを行う。</p> <p>◎コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス推進副責任者と協力して、競争的研究費等の執行に関するモニタリングを行う。</p>